

奥出雲町及び農林水産政策研究所における 食料品アクセス環境調査に関する包括連携協定書

島根県奥出雲町（以下「甲」という。）と農林水産省農林水産政策研究所（以下「乙」という。）は、人口減少や高齢化の課題を抱える中山間地域において、住民が日常生活の中で円滑な食料品アクセス環境の確保に資する調査研究を実施することとし、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力し、中山間地域が抱える食料品アクセス問題の解決に資する調査研究を実施することにより、「日常生活において、全ての住民が安心して食料品を調達できる環境の維持・確保」を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）研究対象又は実施場所の候補、その他の乙が行う調査研究（乙が他機関と共同で行う調査研究を含む。以下同じ。）に必要となる情報の提供
- （2）乙が行う調査研究の計画の作成に係るサポート
- （3）乙が行う調査研究において、調査対象者（住民や食料品を扱う事業者）に対する調査票の発送から回収に至る一連の作業に係るサポート
- （4）乙が行う調査研究に関連する過去の調査データ・資料が存在する場合における当該データ・資料の提供

2 前条の目的を達成するため、乙は次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）中山間地域が抱える諸課題の解決に資する調査研究及びその研究成果の報告
- （2）甲が実施するアンケート調査の質問項目、調査方法、集計及び分析等への助言・協力
- （3）甲が取り組んでいる食料品アクセス環境の整備に向けた諸政策への助言

（連携と協力の方法）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する事項（以下「連携事項」という。）を実施するときは、それぞれの担当部署が、あらかじめ相手方に対し協議するものとする。

2 連携事項の実施に要する経費の負担については、前条の規定に基づき当該連携事項を実施する者が負担するものとする。

（業務の委託）

第4条 甲及び乙は、連携事項に係る業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、甲及び乙は、この旨を相手方に対し事前に通知するものとする。

(成果の公表等)

第5条 甲及び乙は、連携事項に係る取組内容、研究成果その他の事項を公表しようとするときは、相手方に事前に協議しなければならない。なお、当該協議において、甲及び乙は、正当な理由なく、相手方の希望する公表の時期及び内容を遅延させ又は制限しないものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施により得られた相手方の情報（サポートや調査研究に係る一切の情報を含む。）であって、提供等の際に相手方より秘密である旨の表示が明記された情報について、その秘密を保持するように適切に管理し、連携事項に従事する者以外の者に漏洩し又は開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。
- (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
- (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から取得し、又は独自に得た資料・情報であって、秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できるもの。
- (5) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

2 前項に基づく秘密保持義務は、本協定の有効期間終了後5年間有効とする。甲及び乙は協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、この契約により知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った損害を賠償請求できる。

2 甲及び乙は、連携事項の実施により、第三者に損害を与えた場合、その対応について原因を考慮の上、協議して決定する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間の延長が必要な場合には、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙の

いずれから申し出を行い、協議することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、両者協議のうえ、この協定を解約することができる。

(その他)

第10条 本協定の担当部署は奥出雲町長が指定する課及び農林水産政策研究所交流情報課とする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6(2024)年11月15日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1

奥 出 雲 町 長 糸原 保

乙 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

農林水産政策研究所長 内田幸雄

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この特記事項による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この協定による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 乙はこの協定による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この協定の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 乙はこの協定による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この協定の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの協定による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。